

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東彼杵町長 岡田 伊一郎

市町村名 (市町村コード)	東彼杵町 (42321)
地域名 (地域内農業集落名)	東彼杵地区 (遠目、太ノ浦、一ツ石、蕪、中岳、八反田、木場、平似田、駄地、瀬戸、千綿宿、里、中尾、坂本、菅無田、法音寺、川内、三根、彼杵宿、藏本、口木田、)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 農業者の高齢化が進み、後継者が不足しており、耕作放棄地が増加している。
- 本地域は中山間地域のため、急傾斜地や狭地といった機械が入りにくい耕作困難な農地が多く、今後耕作放棄が懸念される生産条件不利な農地については、担い手への集積が見込めない。
- 耕作放棄地の増加に伴い、有害鳥獣被害が増加している。
- 基幹農作物である茶は、嗜好品であり、景気に左右され価格が安定せず、将来に不安を抱えている中、昨今の価格低迷により離農者も出ている。その他の作物についても、後継者がいなため離農者が増えることが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 農作業の効率化や低コスト化を図る。
- 規模拡大を志向する認定農業者や農業法人等の担い手へ農地を集積する。
- 中山間地域の生産条件不利な農地は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を制度を活用し、荒廃地が発生しないように共同で保全管理を行っていく。
- 特産品であるそのぎ茶のブランド化をはじめ、農産物を町内外に知ってもらえるようにPR活動を効果的に進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,069 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,069 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内農用地を農業上の利用が行われる区域とする。
(中山間直接支払交付金協定農用地含む)
- 耕作が困難な農地は荒廃防止のための保全管理に取組む。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を活用し、担い手へ農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理機構を活用し、担い手へ農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・必要に応じて、今後検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣害被害が増える中、鳥獣害対策実施隊員による捕獲活動を精力的に実施している。引き続き鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。
- ・中山間協定集落や多面的活動組織を中心に、地域共同による、農用地・水路・農道などの保全管理活動に取組んでいく。